

協力施設のみなさまへ
「こども 1 1 0 番」の手引き（概要版）
～地域で子どもを見守り育てよう～



川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会
令和6年3月

■「こども１１０番」とは・・・

学校区のこども１１０番実施委員会などを実施主体として、子どもたちが、登下校時や公園、広場等で不審者に声をかけられたり、つきまとわれたりして、危険にまきこまれそうになったとき、子どもたちを安全に保護し、関係先に連絡する活動をいいます。

川崎市では、「こども１１０番」の協力施設として、民家や商店、事業所などに登録いただいています。ドラえもんのステッカーが、協力施設の目印です。

■「こども１１０番」の目的

「こども１１０番」は、子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぐとともに、地域の大人が子どもたちをあたたかく見守り育てていく地域環境づくりを目的としています。

■「こども１１０番」を推進するにあたって

- ★「こども１１０番」は、「地域の子どもは地域で守っていこう」という、地域全体の理解と協力が必要です。実施主体（学校区のこども１１０番実施委員会など）と協力施設で協力し合いながら進めてください。
- ★事件・事故はいつ起こるかわかりません。地域の連絡体制をしっかり作っておいてください。
- ★実施主体の皆さんは、協力施設と定期的に連絡をとるなど、アフターケアを大切にしてください。

「こども１１０番」協力施設の皆さんへお願い

■子どもが緊急避難してきたときの対応

①受入れ

子どもたちが緊急避難してきたとき、まず、自分自身が落ちついて、子どもを受け入れてください。子どもにも「安心して、大丈夫だよ」と声をかけ、不安を取り除くようにしてください。

②確認

何があったのか、やさしく聞いてください。

③連絡

保護者、学校等に連絡し、状況を話してください。けがや病気、事件の場合は、必要に応じて消防署・警察署にも連絡してください。

④保護

保護者の方などが迎えにくるまで保護してください。

⑤報告

担当の「こども110番」実施主体（学校区のこども110番実施委員会など）に保護状況について報告してください（報告書の様式は、実施主体にあります。）。

※報告書は、実施主体から協議会事務局（川崎市こども未来局青少年支援室）に提出してください。

■確認の内容

★名前、保護者の連絡先、学校名（学年など）

★いつ（何時ごろ、何分ぐらい前 など）

★どこで（町名、通り名、目標となる建物 など）

★だれが（自分が、友だちが など）

★どんな状況か（犯人の性別、年齢、体格、服装、けがや病気の状況 など）

★何があったのか

事件 事故	☐ 不審者に声をかけられた ☐ 連れ去られそうになった ☐ 車に乗せられそうになった ☐ 追いかけられた ☐ 交通事故にあった など
けが 病気	☐ けがをした ☐ 気分が悪くなった ☐ お腹がいたくなった など

【注意】

- 子どもたちや関係者のプライバシーに配慮してください。
- 保護者、学校、警察等に連絡するときは、「こども１１０番」の協力施設であることを伝えてください。

「こども１１０番」の活動にあたって

■ステッカー、プレート、手引きの配布

実施主体（学校区のこども１１０番実施委員会など）から協力施設に「こども１１０番」のステッカーやプレート、手引きを配布しています。ステッカーは子どもの目線で見やすい位置に取り付け、古くなったら交換してください。古くなったステッカーの交換を希望される方は、実施主体へお申し出ください。

■「こども１１０番」災害補償制度

協力施設が活動に起因して事件に巻き込まれたり、身体に障害を負ったり、家屋等に損害を受けたりした場合、一定の見舞金をお支払いするものです。詳しくは、協議会事務局（川崎市こども未来局青少年支援室）にお問い合わせください。

～「こども１１０番」Ｑ＆Ａ～

Ｑ：こども１１０番の協力施設になると、いつもだれかがいないといけないんですか？

Ａ：協力施設は、通常だれかがいることを基本としていますが、日常生活の中でご協力をお願いしたいと考えています。

Ｑ：子どもがトイレを借りに来た場合、どう対応したらいいですか？

Ａ：子どもたちには、学校や家庭で、「こども１１０番」の役割について教えています。どうしてもトイレや水分補給をがまんできない場合などは、ご協力いただけると幸いです。

Ｑ：「こども１１０番」は各学校区を単位に設置していますが、学区外の子どもはどうしたらいいんですか？

Ａ：「こども１１０番」は川崎市全体で進めています。自分の学校区以外の子どもたちにも同様の対応をお願いします。



川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会

【構成団体】

防犯協会連合会、青少年育成連盟、青少年指導員連絡協議会、神奈川県青少年の環境に関係する業界協議会、各区地域教育会議、少年補導員連絡協議会、ＰＴＡ連絡協議会、保護司会協議会、民生委員児童委員協議会、「社会を明るくする運動」推進委員会、小・中・高等・特別支援学校長会、教職員組合、テレビ神奈川、ラジオ日本、神奈川新聞社、かわさき市民放送、日本フランチャイズチェーン協会、川崎たばこ商業協同組合、商店街連合会、川崎いのちの電話、かわさき市民活動センター、日本塗料商業組合、川崎小売酒販組合、生活協同組合ユーコープ、日本郵便、川崎市警察部、神奈川県警察本部、川崎市、川崎市教育委員会

協議会事務局：川崎市こども未来局青少年支援室

〒２１０－８５７７ 川崎市川崎区宮本町１番地

電話 ０４４－２００－２６６９